平成２３年（フ）第１３４号
茨城県古河市仁連1317番地１　森田住宅４号
債務者　石塚　良子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３５号
茨城県古河市上和田376番地６
債務者　大久保富江
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４１号
茨城県古河市西牛谷1200番地１
債務者　舘野　正之
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４４号
茨城県常総市本石下4384番地　駅東ツクバハイツ13号
債務者　金子善才こと　金　　善才
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４５号
茨城県古河市東牛谷412番地13
債務者　橋澤さつき
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１４６号
茨城県古河市仁連1292番地７
債務者　田島佐斗美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１５０号
茨城県常総市小山戸町40番地２　渡辺アパート
債務者　滝本のり子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５号
千葉県茂原市南吉田1247番地６
債務者　大塚　章夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
千葉県長生郡白子町関7363番地３、住民票上の住所千葉県茂原市長谷287番地２
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
千葉県長生郡長生村薮塚46番地
債務者　市東　弘子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
千葉県茂原市茂原1045番地　８号室
債務者　千葉　敬子（旧姓井出）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
石川県石川郡野々市町稲荷２丁目210番地　シャトレ御園106号室
債務者　小坂　　章
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９５号
石川県石川郡野々市町押野４丁目37番地の５　ウェストガーデン304号室、従前の住所金沢市末町15の23番地３
債務者　島野裕一郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１号
岐阜県美濃市生櫛569番地９
債務者　東　　勝彦
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２２５号
岐阜市尼ヶ崎町２―32　レオパレスミルドエル101号室、住民票上の住所岐阜県山県市中洞293番地
債務者　花村　吉哲
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２２９号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴706番地１　エステートシバタ501号室
債務者　川上　直美（旧姓高嶋）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２３９号
岐阜市長森本町１―19―９　406号、住民票上の住所岐阜県各務原市尾崎南町４丁目47番地
債務者　山下　達也
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岐阜地方裁判所